

# 井手町立中学校部活動指導指針

平成30年10月  
井手町教育委員会

## 1 部活動の意義・目的

- (1) 部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、大会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- (2) 同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。
- (3) 体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力し、切磋琢磨し、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

## 2 学校における部活動指導指針の策定

校長は、上記1の意義・目的のもと、下記の諸事項を踏まえ、学校における部活動指導指針を策定するとともに、保護者等へ公表するものとする。

## 3 練習時間・休養日

学校においては、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、練習時間並びに休養日について適切に配慮する。

### (1) 練習時間

- ア) 1日の練習時間は、長くとも平日で2時間程度、土・日曜日及び祝日、長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的に行う。
- イ) 公式大会や他校との練習試合等、原則の時間を超える場合、別日に練習時間の短縮や休養日の追加を行う。

### (2) 休養日

- ア) 土・日曜日を含む週2日以上以上の休養日を設定する。平日は、少なくとも1日、土曜日及び日曜日は1日以上とする。
- イ) 大会等で、土・日曜日の両日とも活動した場合、他の曜日で休養日を設定する。

## 4 活動計画・活動報告

校長は、部活動顧問より、活動計画表並びに活動報告書の提出を求め、各部活動の状況把握と適切な指導に努めるものとする。

なお、活動計画については、各部の生徒・保護者に周知するものとする。

## 5 指導の在り方

- (1) 生徒の心身の健康管理・事故防止に努める。
- (2) 体罰・ハラスメント行為の根絶を徹底する。
- (3) 医・科学の研究成果を習得し、指導において積極的に活用する。